

<こうち男女共同参画会議に関する規程 抜粋>

高知県男女共同参画社会づくり条例

第5章 こうち男女共同参画会議

(設置)

第22条 男女共同参画の推進に関し、知事の附属機関として、こうち男女共同参画会議(以下「参画会議」といいます。)を置きます。

(任務)

第23条 参画会議の任務は、次のとおりとします。

(1) 男女共同参画計画の作成又は変更に関すること及び男女共同参画社会の実現に関する重要な事項を調査審議すること。

(2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する取組の状況について、知事に意見を述べること。

(組織)

第24条 参画会議は、委員15人以内で組織します。

(委員)

第25条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命します。この場合において、第2号に掲げる者については、2名以上となるよう努めます。

(1) 男女共同参画に関し識見を有する者

(2) 公募に応じた者

2 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

(会長及び副会長)

第26条 参画会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定めます。

2 会長は、会務を総理し、参画会議を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(部会)

第27条 参画会議は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができます。

2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名します。

3 部会の委員は、会長が指名します。

高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則

(こうち男女共同参画会議の会議)

第13条 条例第22条のこうち男女共同参画会議の会議(以下この条において「会議」といいます。)は、会長が招集します。

2 会議の議長は、会長が当たります。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができません。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

(庶務)

第14条 この規則に関する庶務は、文化生活部県民生活・男女共同参画課において処理します。